

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年1月31日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成20年2月15日から同年3月6日まで縦覧に供する。

平成20年2月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
多度津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 山階塩辛地区	多度津町産業課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 庄笠屋地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 道福寺菰池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業) 三井東地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 堀江大畑地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 三井下長井地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 庄中条地区	〃